

国民健康保険税の法定軽減判定所得を見直します



法定軽減とは、前年中の世帯の所得が一定の金額以下の場合、均等割額と平等割額を7割・5割・2割軽減する制度です。5割軽減と2割軽減の対象者を拡大するため、判定所得基準を次のとおり改正します。

法定軽減判定所得基準	7割軽減	基礎控除額 (43万円)	+10万円 ×(給与所得者など*の数-1)		
	5割軽減				+29万円 ×被保険者数
	2割軽減				+53万5千円 ×被保険者数

※一定の給与所得者と公的年金などの支給を受ける人。

法定軽減は、世帯主や被保険者が収入の申告をしていないと、受けることができません。
 ・令和4年中に収入がない20歳以上の人
 ・収入が遺族年金・障害年金などの非課税収入のみの人 } 収入申告が必要です

▶お問い合わせ 本課税課 ☎0287(62)7120

後期高齢者医療保険料の軽減判定所得を見直します

保険料は、所得に応じて負担する所得割額と被保険者全員が等しく負担する均等割額の合計額となり、個人ごとに計算されます。前年中の世帯の所得が一定の金額以下の、均等割額軽減対象者を拡大するため、判定所得基準を次のとおり改正します。

均等割額軽減判定所得基準	5割軽減	基礎控除額 (43万円)	+10万円 ×(給与所得者など*の数-1)	
	2割軽減			

※一定の給与所得者と公的年金などの支給を受ける人。

▶お問い合わせ 県後期高齢者医療広域連合 ☎028(627)6805

国民健康保険税



《所得割税率の改正》

国民健康保険税は、所得割・均等割・平等割の3つの計算方法を組み合わせて計算します。医療費・特定健診などの必要なサービス内容に合わせ、医療給付費分の所得割税率を次のとおり改正します。

①医療給付費分(医療の給付に要する費用。全加入者が対象)

	所得割税率	均等割額	平等割額
改正前	7.4%	21,000円	19,000円
改正後	6.4%	変更なし	変更なし



②後期高齢者支援金分(75歳以上の人を支援するためのもの。全加入者が対象)

	所得割税率	均等割額	平等割額
改正前	2.0%	5,900円	6,100円
改正後	変更なし	変更なし	変更なし



③介護納付金分(介護保険第2号被保険者(40~64歳の人)が対象)

	所得割税率	均等割額	平等割額
改正前	2.0%	8,000円	4,900円
改正後	変更なし	変更なし	変更なし



《課税限度額の改正》

課税限度額とは、保険税負担額に一定の限度を設ける制度です。幅広い所得層から負担してもらうため、次のとおり改正します。

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
改正前	63万円	19万円	16万円
改正後	65万円	20万円	変更なし

▶お問い合わせ 本国保年金課 ☎0287(62)7143

保険料(税)を改正します

今回の改正では、**赤色**の文字で示した箇所が変わります。